

## 補助金調査・評価シート [制度的補助]

| 補助金名等  |                |                |              |
|--------|----------------|----------------|--------------|
| 補助金の名称 | 自動車改造費補助       | No.            | 17           |
| 予算事業名  | 地域生活支援事業       |                |              |
| 予算科目   | 款 03民生費        | 項 01社会福祉費      | 目 07自立支援事業費  |
|        | 節 19負担金補助及び交付金 | 細々節 04自動車改造費補助 |              |
| 部課名    | 健康福祉部障害福祉課     | 電話番号           | 049-251-2711 |
|        |                | 内線             | 336          |

| 補助金の根拠 |                                |  |  |
|--------|--------------------------------|--|--|
| 根拠条例等  | 条例                             |  |  |
|        | 規則                             |  |  |
|        | 要綱                             | 富士見市障害者自動車改造費補助実施要綱                        |  |
|        | その他                            | (国) 地域生活支援事業実施要綱                           |  |
| 開始年度   | 昭和 53 年度                       | 終期の設定                                      | <input type="checkbox"/> 有(年度まで) <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 補助金の分類 | <input type="checkbox"/> 事業費補助 | <input type="checkbox"/> 団体運営費補助           | <input type="checkbox"/> イベント等補助                                       |
|        | <input type="checkbox"/> 投資的補助 | <input checked="" type="checkbox"/> 扶助費的補助 |  |

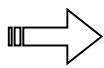
| 補助金の概要  |   |
|---|---|
| 目的<br>(何を対象にどのような成果を得たいのか。)                       | 障害者が自ら運転する自動車の改造に係る費用の一部を補助することにより、障害者の社会復帰・社会参加を促進していくことを目的とする。  |
| 導入の経緯<br>(どうしてこの補助制度を導入しなければならなかったのか。)            | 平成5年に障害者基本法が改正され、障害者の自立と社会への完全参加、平等の実現の考え方が明確に示された。そこで県は障害者自らが運転するために必要な自動車の改造費用の補助制度を開始した。(平成6年度より事業開始)<br>平成18年から、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業として位置づけられた。 |
| 対象資格<br>(対象資格はどのようなものか。)                          | 次の要件を満たす障害者<br>・ 障害者手帳の交付を受けていること。<br>・ 市内に住所を有していること。<br>・ 前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限限度額を超えないこと。<br><br>参考：21年度特別障害者手当所得制限限度額…本人所得3,604,000円(諸控除後)  |
| 交付内容等<br>(どのような基準で交付しているのか。また、交付時の確認資料はどのようなものか。) | 就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の操行装置等の一部を改造する必要がある場合に、1件につき10万円の範囲内で補助金を交付する。<br>なお、交付時の確認資料としては、次のとおりである。<br>・ 自動車購入の契約書・申込書(障害者本人所有の確認)<br>・ 装置の仕様書やカタログ・見積書 |
| 積算基礎<br>(予算額をどのように積算しているのか。)                      | 平成22年度予算額 200 千円<br><br>100,000円×2件   |

| 補助割合等              |   |
|--------------------|---|
| 補助割合等の明示           | <input checked="" type="checkbox"/> 有 ( <input checked="" type="checkbox"/> 定額 ) <input type="checkbox"/> 無 (「予算の範囲」のみの場合を含む。)                                  |
| 財源内訳               | <input type="checkbox"/> 市単独 <input checked="" type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市<br>割合 市 1/4 国 1/2 県 1/4 (分数表示) |
| 上乗せ・横出し            | <input type="checkbox"/> 国・県の基準よりも拡充して交付している <input checked="" type="checkbox"/> していない  |
| 上乗せ・横出しがある場合の内容と金額 |   |

| 交付実績とコスト                          |   | (単位:件・円)     |            |        |
|-----------------------------------|---|--------------|------------|--------|
| 項目                                | 平成20年度(決算)  | 平成21年度(決算見込) | 平成22年度(予算) |        |
| 交付(見込)件数                          | 3件  | 0件           | 2件         |        |
| 交付(見込)件数の増減要因                     |   | -            | -          |        |
| 決算(予算)額(A)                        | 300,000   | 0            | 200,000    |        |
| 財源内訳                              | 国庫支出金   | 112,500      | 0          | 75,000 |
|                                   | 県支出金  | 56,250       | 0          | 37,500 |
|                                   | その他   | 0            | 0          | 0      |
|                                   | 一般財源  | 131,250      | 0          | 87,500 |
| 概算人件費(B)                          | 41,424  | 0            | 27,695     |        |
| 概算補助事業費(A+B)                      | 341,424   | 0            | 227,695    |        |
| 実績報告の確認(実績報告書受理時の確認資料は、どのようなものか。) | 領収書の写しを添付させ金額の確認を行っている。<br>また、交付申請時のカタログや仕様書とおりの改造が行われたかを確認するため、改造後の写真を添付させている。 |              |            |        |

| 事業環境等               |   |
|---------------------|---|
| 見直しの有無              | <input type="checkbox"/> 有 ( 年度 ) <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※5年以内の見直しに限ります。                     |
| 有⇒見直内容<br>無⇒見直さない理由 | 障害者が自ら運転する自動車の改造費(装置の取り付けを支援する)ことは、自立と社会参加の促進に効果が高いと判断している。<br>また、補助内容が他自治体と同内容(一部当市より拡充有)であるため、見直しを行っていない。 |

|   |   |
|---|---|
| 廃止した場合の問題点<br>(廃止した場合の問題点や継続しなければならぬ理由など) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者自立支援法に定められた事業の実施ができなくなる。</li> <li>・ 他に類似する制度がない。</li> </ul> |
|---|---|

| 評 価   |   | 判断理由   | 評 価  |
|-------|---|--|--|
| 必要性   | 社会経済情勢に合致し、行政の実施が望ましいか  | 障害者用の運転装置は市販車に標準で装備されていないうえ、自ら運転するための自動車改造は件数が少なく、大量生産ができずに高価格となっているため、改造費用の助成によって社会参加支援が可能となることから行政の実施が望ましいと考えます。       | <input checked="" type="checkbox"/> 望ましい<br><input type="checkbox"/> そうでもない      |
| 優先性   | 厳しい財政状況の中で優先的に実施すべきか  | 障害者の就労支援は「自立支援法」の大きな柱であり、自家用車で通勤が可能になれば就職先の選択肢が増え就労支援として効果が高くなる。また障害による様々な差別を禁じる国際的な広がりがすすんでいる中、国・県の補助事業となっていることから優先度は高い | <input checked="" type="checkbox"/> 優先すべき<br><input type="checkbox"/> 優先度が低い     |
| 有効性   | 目的に対して成果が出ているのか   | 障害者の社会参加・就労支援として有益である。   | <input checked="" type="checkbox"/> 成果が出ている<br><input type="checkbox"/> あまり出ていない |
| 継続性   | 現状のまま継続して、当初の導入目的を達成できるか  | 障害者自立支援法の地域支援事業に位置づけされており、障害者の社会参加促進のための支援として必要。   | <input checked="" type="checkbox"/> 達成できる<br><input type="checkbox"/> 達成できない     |
| 所属長評価 | <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続<br><input type="checkbox"/> 見直しの上継続  <input type="checkbox"/> 重点化する（コストを集中的に投入したい）<br><input type="checkbox"/> 制度の変更（補助対象経費・補助率の変更）<br><input type="checkbox"/> 廃止（ <span style="background-color: #e0f0ff; padding: 2px;">      </span> 年度まで） |  |  |
|       | 見直しの上継続を選択した場合には、その内容を記入してください。<br>その他問題点・課題等があれば、その内容を記入してください。  |  |  |
|       |   |  |  |